

一般廃棄物（生活排水）処理基本計画

令和5年12月

交野市

目 次

第 1 章	計画策定の基本的事項	1
第 1 節	計画策定の趣旨	1
第 2 節	計画の期間及び範囲	2
第 2 章	地域の概況	3
第 1 節	自然環境特性	3
第 2 節	社会環境特性	5
第 3 節	水利用、水質保全の状況	9
第 3 章	生活排水処理の現況及び課題	11
第 1 節	生活排水処理の状況	11
第 2 節	し尿・浄化槽汚泥処理の状況	16
第 3 節	生活排水処理行政の動向	18
第 4 節	生活排水処理の課題	20
第 4 章	生活排水処理計画	22
第 1 節	基本方針	22
第 2 節	生活排水の処理計画	25
第 3 節	し尿・浄化槽汚泥の処理計画	28
第 4 節	その他関連計画	30

第1章 計画策定の基本的事項

第1節 計画策定の趣旨

1. 計画策定の背景及び目的

交野市（以下「本市」という。）では、昭和43年に大阪府下において7番目に下水道事業（汚水処理）を開始し、その後、ベッドタウンとしての急激な人口増加のなか、流域関連公共下水道事業へと変革をなしながら推進してきた結果、平成28年度末での人口普及率は95.0%となっている。

また、平成18年3月には「交野市生活排水処理計画」（以下「現計画」という。）を策定し、公共下水道を中心とした生活排水処理対策を推進するとともに、生活雑排水処理に対する意識の啓発などを行ってきたが、下水道整備計画区域外や下水道事業計画区域外においては、依然として一部の生活雑排水が未処理のまま河川等に排出されている状況にあり、これらの生活排水の適切な処理が課題となっている。

大阪府では「大阪21世紀の新環境総合計画」において、人と水がふれあえ、水道水源となりうる水質を目指し、水環境をさらに改善する為の施策の方向として『生活排水の100%適正処理を目指した生活排水処理対策の促進』を掲げている。また、平成24年3月には「大阪府生活排水処理計画整備指針」を策定し、市町村が地域の実情に最も適した整備方策を選択し、効率的、効果的な「市町村生活排水処理計画」を策定するための手引きとした。

一方、し尿処理については、昭和55年3月竣工の交野市立乙辺浄化センター（し尿処理施設）においてし尿・浄化槽汚泥の処理を行ってきたが、稼働後37年が経過し施設の老朽化等により、平成24年1月からは搬入されたし尿・浄化槽汚泥の処理を外部委託している状況である。

このような状況において、平成30年3月に「一般廃棄物（生活排水）処理基本計画」を策定し、同計画が5年経過したので、中間目標年度である令和4年度末での過年度実績数値や表現について必要な修正を行うものとした。

2. 計画の位置付け

本計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）」（以下「廃棄物処理法」という。）第6条の規定に基づく「一般廃棄物処理計画」のうち、中長期的な生活排水処理の推進を図るための基本方針等を定めたものであり、本市総合計画等を上位計画とし、下水道計画等との整合を図るものとする。

また、本計画の策定にあたっては、廃棄物処理法、水質汚濁防止法及び浄化槽法等の関係法令や厚生省通知（平成2年10月8日付衛環第200号）、大阪府生活排水処理計画整備指針等に準拠したものとする。

第2節 計画の期間及び範囲

1. 計画の期間

本計画の期間は、平成30年度から令和9年度までの10年間とし、計画目標年度を令和9年度とする。中間目標年度については、5年後の令和4年度とする。

計 画 期 間 : 平成30年度～令和9年度 (10年間)

計画目標年度 : 令和9年度

中間目標年度 : 令和4年度

2. 計画の範囲

本計画の対象区域は、交野市行政区域全域とし、対象区域において発生する生活雑排水及びし尿・浄化槽汚泥を対象とする。

2. 気象特性

本市の気象は、表 2-1-1 及び図 2-1-2 に示すように平均気温が 16.6～16.8℃と温暖で、年間降水量は 1,327.5mm～1,979.0mm と少ない。

表 2-1-1 気温及び降水量の推移

年次	気 温(°C)			降水量(mm)	
	平均	最高	最低	総量	日最大
平成30年	16.6	38.9	-4.4	1,649.0	183.5
令和元年	16.7	38.6	-2.3	1,346.0	101.0
令和2年	16.8	38.7	-2.9	1,566.0	67.5
令和3年	16.8	38.2	-4.7	1,979.0	109.0
令和4年	16.6	38.4	-3.8	1,327.5	88.0
1月	4.3	9.6	0.0	25.5	13.5
2月	4.5	10.5	-0.3	15.0	7.5
3月	10.6	16.7	5.5	93.0	35.0
4月	16.4	22.9	10.9	123.5	43.0
5月	19.4	25.5	14.0	76.0	14.5
6月	24.0	29.3	19.5	129.0	66.5
7月	27.9	33.0	24.1	236.0	59.0
8月	28.7	33.9	24.8	207.0	88.0
9月	25.5	30.6	21.8	178.0	42.5
10月	17.8	23.6	13.0	94.5	33.0
11月	13.8	19.4	9.3	127.5	51.0
12月	6.5	11.8	2.1	22.5	9.5

資料：気象庁(枚方観測所)

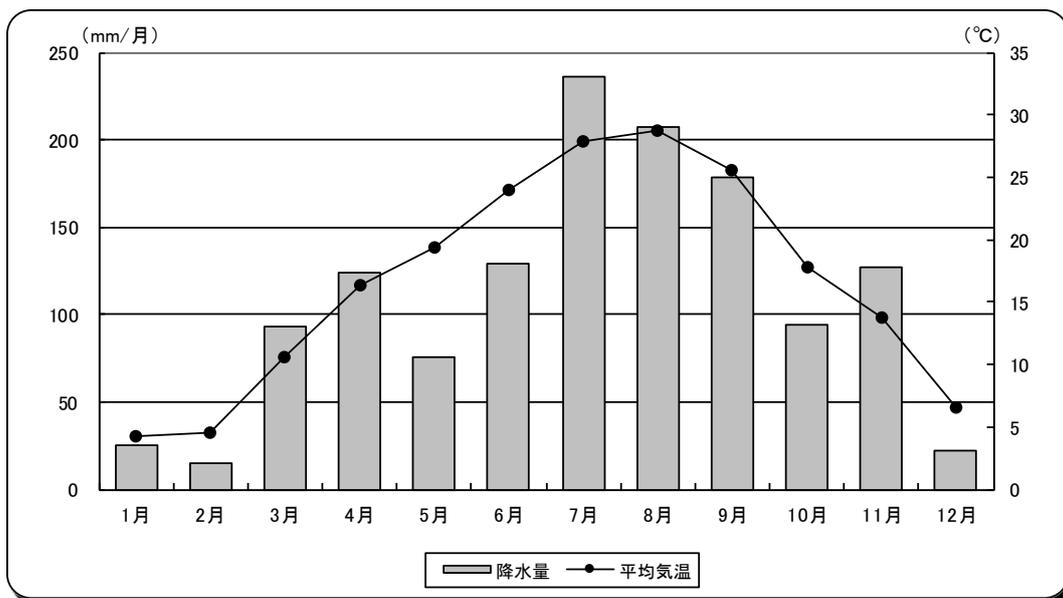


図 2-1-2 令和4年の気温と降水量

第2節 社会環境特性

1. 人口

本市の人口は、表 2-2-1 及び図 2-2-1 に示すように平成 25 年度以降は減少傾向で推移しているものの、世帯数は増加傾向で推移している。

また、図 2-2-2 に示す年齢 3 区分別人口比率の推移をみると、少子高齢化が進行しており、老年人口（65 歳以上）比率が年々増加し、令和 2 年時点で 28.8% となっている。

表 2-2-1 人口及び世帯数の推移

項目\年度	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
人口(人)	78,114	77,928	77,943	77,913	77,816	77,834	77,588	77,511	77,423	77,243
世帯数(世帯)	31,235	31,396	31,698	32,022	32,275	32,620	32,899	33,264	33,549	33,821
1世帯当たり人口(人/世帯)	2.50	2.48	2.46	2.43	2.41	2.39	2.36	2.33	2.31	2.28

注) 住民基本台帳による人口(日本人及び外国人住民)の合計(各年度末現在)

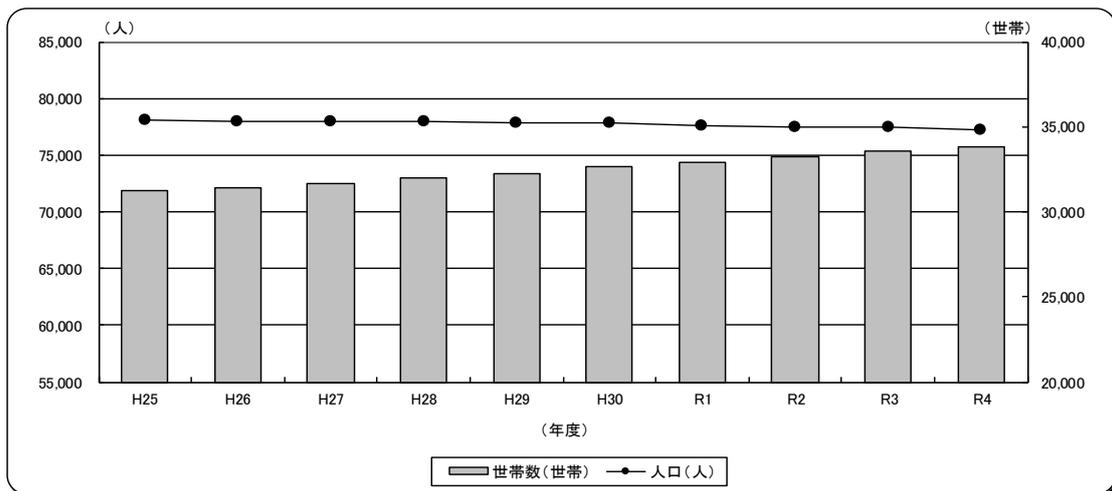
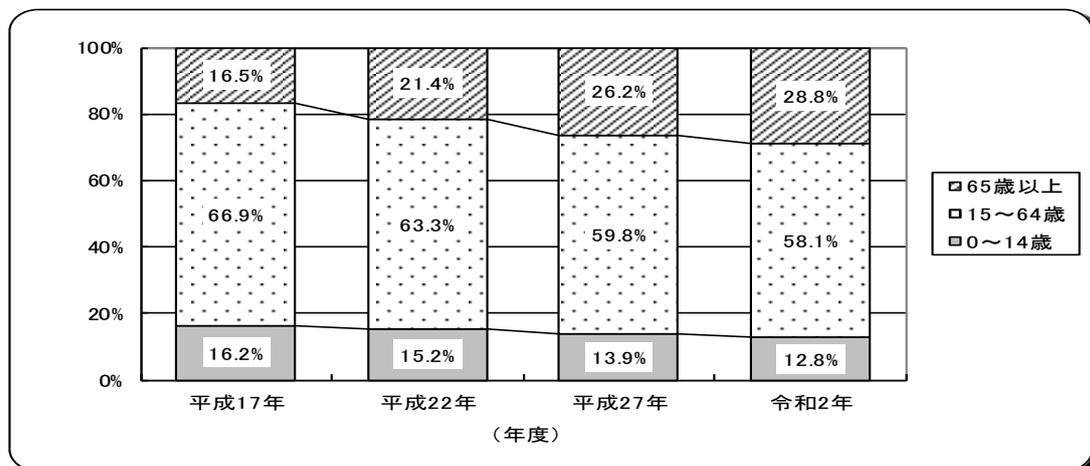


図 2-2-1 人口及び世帯数の推移



資料: 国勢調査(各年10月1日現在 年齢不詳を除く)

図 2-2-2 年齢 3 区分別人口比率の推移

2. 産業の動向

本市の事業所数は、表 2-2-2 及び図 2-2-3 に示すように令和 3 年時点で 1,948 事業所あり、そのうち卸売業・小売業が最も多く、次いで医療・福祉、建設業、生活関連サービス業・娯楽業が多くなっている。従業者数でも、医療・福祉、が最も多く、次いで卸売業・小売業、製造業が多くなっている。

表 2-2-2 事業所数及び従業者数（産業大分類別事業所）

産業分類	事業所数(事業所)		従業者数(人)	
	平成28年	令和3年	平成28年	令和3年
総数	1,934	1,948	17,038	19,564
農林漁業	3	5	15	23
鉱業・採石業・砂利採取業	—	—	—	—
建設業	199	211	1,078	1,162
製造業	180	164	3,206	3,167
電気・ガス・熱供給・水道業	2	5	10	38
情報通信業	14	16	20	27
運輸業・郵便業	39	44	707	817
卸売業・小売業	423	384	3,512	3,631
金融業・保険業	24	19	280	206
不動産業・物品賃貸業	117	134	343	358
学術研究・専門・技術サービス業	88	89	342	404
宿泊業・飲食サービス業	192	161	1,151	1,209
生活関連サービス業・娯楽業	180	169	871	837
教育・学習支援業	128	146	896	1,785
医療・福祉	236	267	3,725	4,091
複合サービス事業	11	11	231	202
サービス業(他に分類されないもの)	98	114	651	687
公務(他に分類されるものを除く)	—	9	—	920

資料：大阪府HP経済センサス

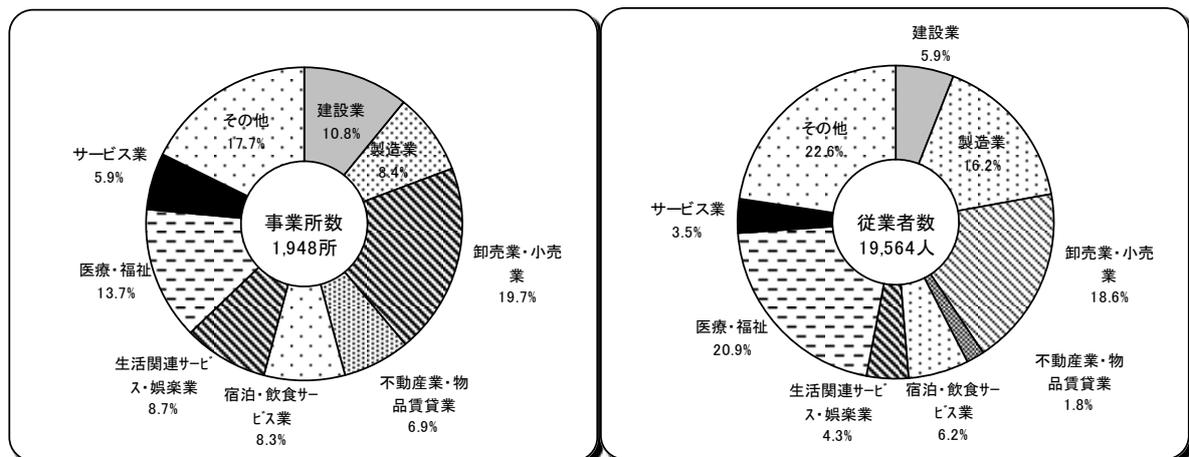


図 2-2-3 産業大分類別事業所数及び従業者数の構成比（令和 3 年）

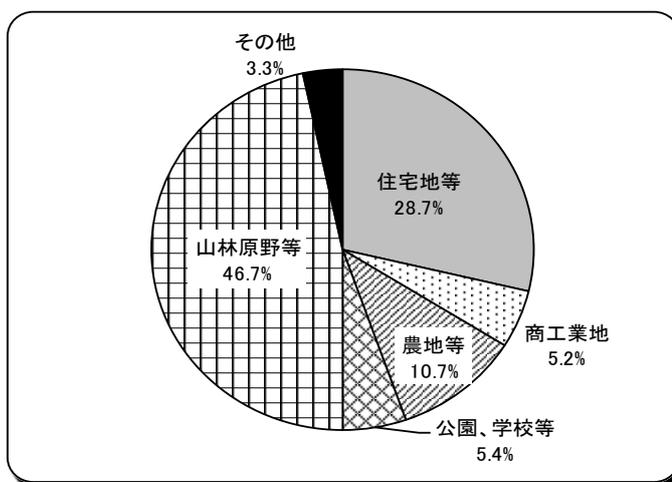
3. 土地利用状況

本市の土地利用は、表 2-2-3 に示すように山林原野等が市域の約半分を占めており、平地部では半分以上が市街地化（住宅地等、商工業地）されている。

また、本市は表 2-2-4 に示すように市全域(2,555ha)が都市計画区域に定められており、市街化区域が 967ha、市街化調整区域は 1,588ha である。用途地域が定められているのは 978ha で、その内訳は住居系が 846ha（86.5%）、商業系が 19ha（1.9%）、工業系が 113ha（11.6%）となっている。

表 2-2-3 土地利用状況（令和 2 年度）

土地利用	面積(ha)	構成比
住宅地等	734.4	28.7%
商工業地	132.1	5.2%
農地等	274.0	10.7%
公園、学校等	137.0	5.4%
山林原野等	1,192.3	46.7%
その他	85.2	3.3%
合計	2,555.0	100.0%



注) 住宅地等: 一般市街地、集落地、官公署
 商工業地: 商業業務地、工場地
 農地等: 田、畑、休耕地
 公園、学校等: 普通緑地
 山林原野等: 山林、原野、牧野、低湿地、荒無地
 その他: 水面、公共施設、道路、鉄軌道敷、その他空地

資料: 都市計画基礎調査(令和2年度)

表 2-2-4 都市計画区域、市街化区域、用途地域等の決定状況

区分	面積(ha)	構成比
都市計画区域	2,555	100.0%
市街化区域	967	37.8%
市街化調整区域	1,588	62.2%
用途地域	978	100.0%
第一種低層住居専用地域	155	15.8%
第一種中高層住居専用地域	495	50.6%
第二種中高層住居専用地域	90	9.2%
第一種住居地域	96	9.8%
第二種住居地域	10	1.0%
近隣商業地域	19	1.9%
準工業地域	69	7.1%
工業地域	44	4.5%

資料: 交野市都市計画マスタープラン(令和5年4月)

4. 総合計画等

(1) 総合計画

第5次交野市総合計画基本構想（令和5年1月）では、社会環境の変化を踏まえ市民や地域・事業者・行政などまちづくりの主体が改めて目指すべきまちの将来像を共有しそれぞれの強みを生かし協力しながら地域社会の活力を維持していくため、中長期的な新たなまちづくりの指針として策定しており、その概要は以下のとおりである。

■第5次交野市総合計画基本構想の概要

- ◇ 目標年次：令和16年度
- ◇ まちの将来像：懐かしさと新しさが交わるみんなのこころがなごむ町かたの
- ◇ まちづくりの目標：
 - 1) みんなで子どもを育み、子どもがのびのびと学ぶまち
 - 2) みんなが互いを認め支え合い、笑顔と元気があふれるまち
 - 3) みんなが助け合い、安心して住み続けられるまち
 - 4) みんながつどい交流し、活力が生まれるまち
 - 5) みんなで自然や文化を慈しみ、次世代に引き継いでいくまち

(2) 環境基本計画

第二次交野市環境基本計画（令和4年3月）では、目指すべき将来像（ビジョン）を実現するための具体的な取組を定めており、その概要は以下のとおりである。

■第二次交野市環境基本計画の概要

- ◇ 目標年次：令和13年度
- ◇ 基本理念：未来へつなぐ環境づくり～自然豊かな”かたの”を次世代に引き継ぎ、未来への基盤をつくる～
- ◇ 目指すビジョン：
 - 1) 脱炭素社会：2050年カーボンニュートラルに向けた最初の10年の挑戦
 - 2) 資源循環：資源が循環する、ごみの出ない社会をめざして
 - 3) 自然共生：緑豊かな交野市の環境を次世代へ
 - 4) 生活環境：市民みんなで作る安心して生活ができる空間

第3節 水利用、水質保全の状況

1. 水利用状況

本市の水道水源は、表 2-3-1 に示すように令和3年から約8割が自己水で、残りの2割は大阪広域水道企業団の企業団水を取り入れている。自己水は、市内各所に設けた17本の井戸から地下水をくみ上げ、星の里浄水場で浄水処理したもので、大阪府広域水道企業団水（以下、「企業団水」という。）は、淀川の水を大阪広域水道企業団が村野浄水場で浄化処理したものである。

表 2-3-1 年間取水量及び需要用途別年間給水量の推移

単位:千 m^3

年次	年間取水量		需用用途別年間給水量(有収水量)				
	地下水(井戸)	企業団水		生活用	業務営業	工業用	その他
H30	7,498	2,244	7,392	6,131	1,021	192	48
R1	7,466	2,225	7,368	6,133	1,016	174	45
R2	7,743	2,220	7,602	6,422	965	159	56
R3	7,757	1,829	7,481	6,336	933	161	51
R4	7,488	1,497	7,377	6,238	922	153	64

資料:平成30~令和4年度 大阪府の水道の現況(大阪府)(一部使用)

2. 水質保全の状況

市内主要河川の令和4年度水質調査結果を表 2-3-2 に、BODの経年変化を図 2-3-1 に示す。

天野川は、奈良県下より下流において生活環境項目では環境基準B類型に属しており、3地点(No.1~3)のBODとSSはいずれも環境基準値(BOD:3mg/l、SS:25mg/l)を下回っている。また、大腸菌数は枚方市境、逢合橋で環境基準(1000CFU/100ml)を下回っている。

BODの経年変化では、ほぼ横ばい状態で推移している。

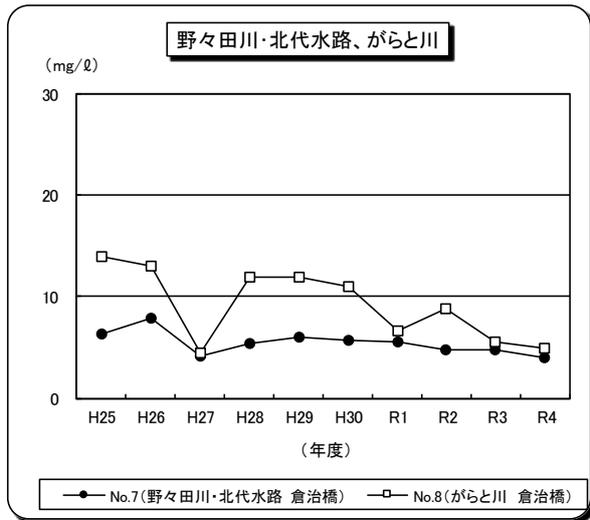
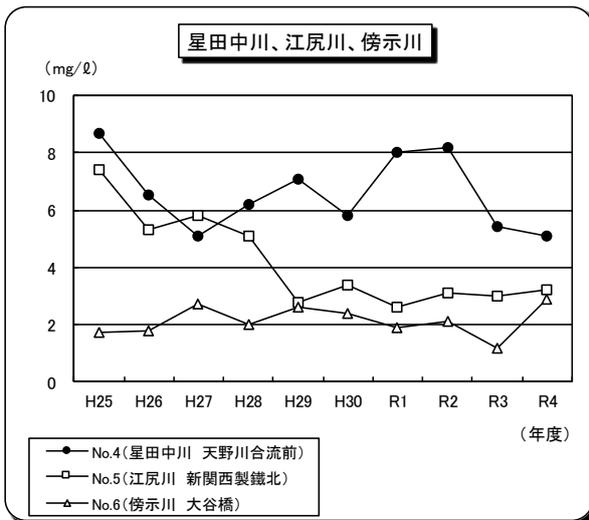
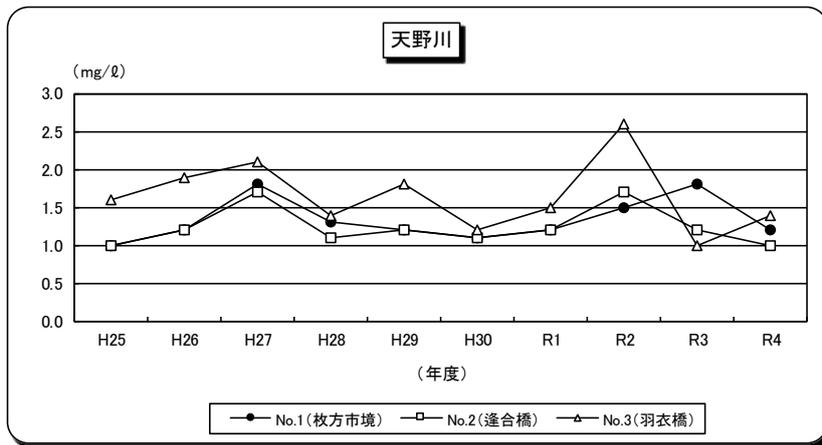
他の河川では、星田中川、江尻川、野々田川・北代水路及びびがらと川でBODが環境基準値を超えており、SSは全ての地点で環境基準値を下回っているが、大腸菌数は星田中川、傍示川及び野々田川・北代水路で環境基準値を超えている。

BODの経年変化では、星田中川、野々田川・北代水路及びびがらと川が近年減少傾向で推移しており、江尻川及び傍示川はほぼ横ばい状態で推移している。

表 2-3-2 河川の水質調査結果（令和 4 年度）

地点番号	河川名(地点名)	BOD (mg/l)	COD (mg/l)	SS (mg/l)	大腸菌数 (CFU/100ml)	全窒素 (mg/l)	全りん (mg/l)
No.1	天野川(枚方市境)	1.2	3.3	2	250	1.0	0.072
No.2	天野川(逢合橋)	1.0	3.2	2	160	1.1	0.084
No.3	天野川(羽衣橋)	1.4	3.7	2	1,100	1.3	0.092
No.4	星田中川(天野川合流前)	5.1	10	3	6,500	8.1	1.2
No.5	江尻川(新関西製鐵北)	3.2	7.1	3	410	5.1	0.48
No.6	傍示川(大谷橋)	2.9	4.1	3	2,700	1.9	0.17
No.7	野々田川・北代水路(倉治橋)	4.0	9.2	8	2,200	4.3	1.3
No.8	がらと川(倉治橋)	4.9	6.5	2	500	2.4	0.30

注) 令和4年度平均値



資料: 交野の環境 (一部使用) 交野市

図 2-3-1 河川のBOD (平均値) 経年変化

2. 生活排水処理施設の整備状況

(1) 公共下水道

本市の下水道事業（汚水）は、大阪府が進めている淀川左岸流域下水道計画及び寝屋川北部流域下水道計画にあわせた流域関連公共下水道事業であり、表 3-1-1 及び図 3-1-2 に示すように全体計画区域面積 1,383ha のうち 1,212a が事業計画決定されており、令和 4 年度末現在で 928ha が整備されている。

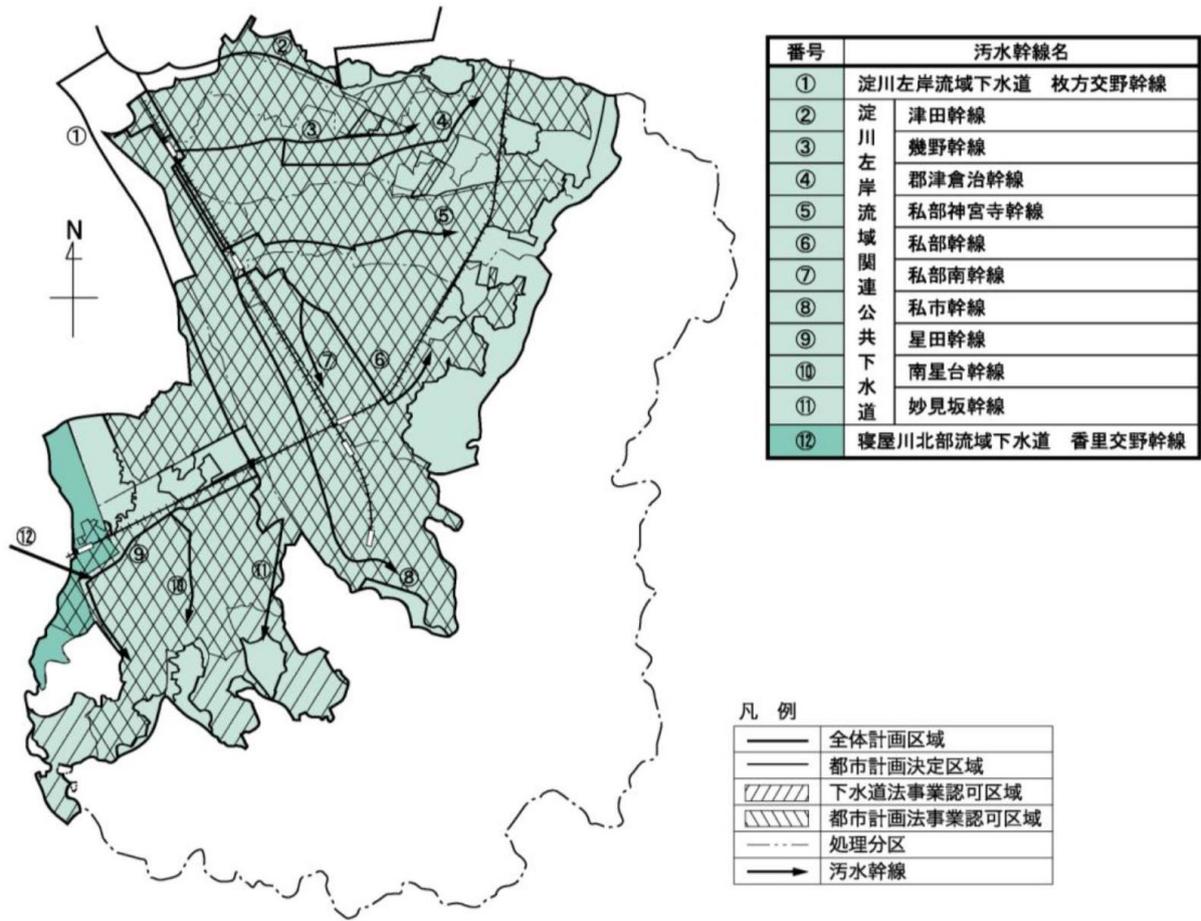
また、下水道普及率は、表 3-1-2 に示すように令和 4 年度末時点で 96.5%、水洗化率は 98.7%となっている。

表 3-1-1 公共下水道計画の概要

下水道事業	全体計画 区域面積 (ha) ①	下水道法 事業計画 区域面積 (ha) ②	令和4年度末整備状況						
			整備計画 区域内人口 (人) ③	処理区域内面積 (ha)		処理区域内人口 (人)		水洗化人口 (人)	
				④	④÷①	⑤	⑤÷③	⑥	⑥÷⑤
淀川左岸流域 関連公共下水道	1,333	1,171	72,454	908	68.1%	72,454	100.0%	71,525	98.7%
寝屋川北部流域 関連公共下水道	50	41	2,084	20	40.0%	2,084	100.0%	2,049	98.3%
合 計	1,383	1,212	74,538	928	67.1%	74,538	100.0%	73,574	98.7%

表 3-1-2 公共下水道の整備状況

項目\年度	H30	R1	R2	R3	R4	備 考
行政区域内人口(人)	77,834	77,588	77,511	77,423	77,243	①
処理区域内人口(人)	74,620	74,381	74,336	74,431	74,538	②
普及率(%)	95.9%	95.9%	95.9%	96.1%	96.5%	②÷①×100
水洗化人口(人)	73,263	73,118	73,184	73,434	73,574	③
水洗化率(%)	98.2%	98.3%	98.5%	98.7%	98.7%	③÷②×100



出典：交野市都市計画マスタープラン

図 3-1-2 下水道整備計画図（汚水計画図）

(2) 浄化槽

本市の浄化槽人口は、表 3-1-3 に示すように平成 30 年度以降ほぼ横ばい状態で推移しており、下水道整備計画区域外における浄化槽人口の普及率は 36.7%、下水道整備計画区域内で下水道事業計画区域を除く区域等（当分の間、公共下水道が整備されない区域）における浄化槽人口の普及率は 55.4%となっている。

なお、本市では、下水道整備計画区域外及び下水道事業計画区域を除く区域等において、浄化槽設置整備事業等の助成事業は実施していない。

表 3-1-3 浄化槽人口の推移

単位: 人

項目\年度	H30	R1	R2	R3	R4
行政区域内人口	77,834	77,588	77,511	77,423	77,243
下水道処理区域内人口	74,620	74,381	74,336	74,431	74,538
浄化槽人口	248	239	194	164	169
下水道事業計画区域内人口	3,063	3,043	3,016	2,846	2,574
浄化槽人口	1,525	1,533	1,527	1,467	1,421
下水道整備計画区域内人口	121	135	130	117	101
浄化槽人口	67	62	59	58	56
普及率	55.4%	45.9%	45.4%	49.6%	55.4%
下水道整備計画区域外人口	30	29	29	29	30
浄化槽人口	9	9	9	9	11
普及率	30.0%	31.0%	31.0%	31.0%	36.7%
浄化槽人口合計	1,849	1,843	1,789	1,698	1,657

注) 下水道事業計画区域: 下水道処理区域を除く、下水道整備計画区域: 下水道事業計画区域を除く
普及率: 浄化槽人口 ÷ 区域内外人口 × 100

表 3-1-4 浄化槽及びみなし浄化槽使用基数の推移

単位: 基

項目\年度	H30	R1	R2	R3	R4
浄化槽	686	686	686	658	653
下水道処理区域	114	108	99	85	88
下水道事業計画区域	546	556	564	549	540
下水道整備計画区域	22	18	19	20	20
下水道整備計画区域外	4	4	4	4	5
みなし浄化槽	851	845	847	775	661
下水道処理区域	284	278	275	238	223
下水道事業計画区域	547	521	527	497	413
下水道整備計画区域	16	43	42	34	21
下水道整備計画区域外	4	3	3	6	4
合 計	1,537	1,531	1,533	1,433	1,314

注) 下水道事業計画区域: 下水道処理区域を除く、下水道整備計画区域: 下水道事業計画区域を除く

3. 生活排水処理の実績

し尿と生活雑排水の全てが処理されている水洗化・生活雑排水処理人口は、表 3-1-5 及び図 3-1-3 に示すように公共下水道及び浄化槽の普及とともに増加しており、令和 4 年度末時点で計画処理区域内人口 77,243 人のうち 75,231 人については生活排水の適正処理がなされており、水洗化・生活雑排水処理率（以下「生活排水適正処理率」という。）は 97.4% となっている。

表 3-1-5 生活排水処理形態別人口の実績

区分\年度	H30	R1	R2	R3	R4
1. 計画処理区域内人口	77,834	77,588	77,511	77,423	77,243
2. 水洗化・生活雑排水処理人口	75,112	74,961	74,973	75,132	75,231
(1)コミュニティ・プラント	0	0	0	0	0
(2)浄化槽	1,849	1,843	1,789	1,698	1,657
(3)下水道	73,263	73,118	73,184	73,434	73,574
(4)農業集落排水施設	0	0	0	0	0
3. 水洗化・生活雑排水未処理人口 （みなし浄化槽）	1,895	1,855	1,839	1,661	1,438
4. 非水洗化人口	827	772	699	630	574
(1)し尿収集人口	827	772	699	630	574
(2)自家処理人口	0	0	0	0	0
5. 計画処理区域外人口	0	0	0	0	0
水洗化・生活雑排水処理率	96.5%	96.6%	96.7%	97.0%	97.4%

単位：人

注）水洗化・生活雑排水処理率：水洗化・生活雑排水処理人口÷計画処理区域（行政区域）内人口×100

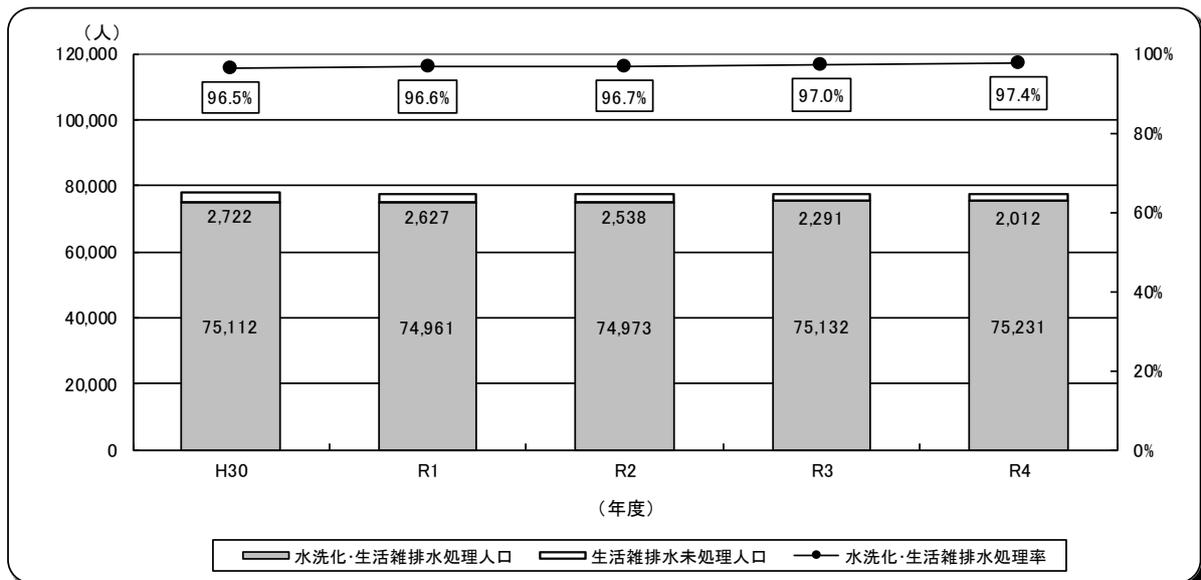


図 3-1-3 生活排水処理形態別人口の推移

第2節 し尿・浄化槽汚泥処理の状況

1. し尿・浄化槽汚泥の処理体系

本市では、し尿の収集・運搬を委託業者が、浄化槽汚泥の収集・運搬を許可業者が行っており、表 3-2-1 に示す乙辺浄化センター（し尿処理施設）に搬入している。

乙辺浄化センターは、平成 24 年 1 月 1 日から施設の一部を休止しており、搬入されたし尿・浄化槽汚泥は前処理のみを行い、その後の処理を外部委託（和歌山県紀の川市の民間処理業者）している。

表 3-2-1 し尿処理施設の概要

施設名称	交野市立乙辺浄化センター
施設所管	交野市
所在地	大阪府交野市星田北一丁目 7 番 5 号
供用開始	昭和 55 年 4 月
処理能力	65kℓ/日
処理方式	標準脱窒素処理＋高度処理（処理水放流先：天野川）
管理体制	直営（一部委託）

2. し尿・浄化槽汚泥量の実績

本市のし尿・浄化槽汚泥量は、表 3-2-2 及び図 3-2-1 に示すように増減しながら推移しており、令和 4 年度では前年度よりも減少している。

日平均量は令和 4 年度で 15.6kℓ/日であり、し尿と浄化槽汚泥の構成割合は増減しながら推移しており、令和 4 年度ではし尿が 50.5%、浄化槽汚泥が 49.5%となっている。

表 3-2-2 し尿・浄化槽汚泥量の実績

項目\年度		H30	R1	R2	R3	R4	備 考
年間量 (kℓ/年)	し尿	3,066	3,360	3,249	3,188	2,872	
	浄化槽汚泥	2,694	2,655	2,836	2,917	2,815	浄化槽、みなし浄化槽
	合計	5,760	6,015	6,085	6,105	5,687	
年間日数(日)		365	365	365	366	365	
日平均量 (kℓ/日)	し尿	8.4	9.2	8.9	8.7	7.9	
	浄化槽汚泥	7.4	7.3	7.8	8.0	7.7	
	合計	15.8	16.5	16.7	16.7	15.6	
構成割合	し尿	53.2%	55.9%	53.4%	52.2%	50.5%	
	浄化槽汚泥	46.8%	44.1%	46.6%	47.8%	49.5%	

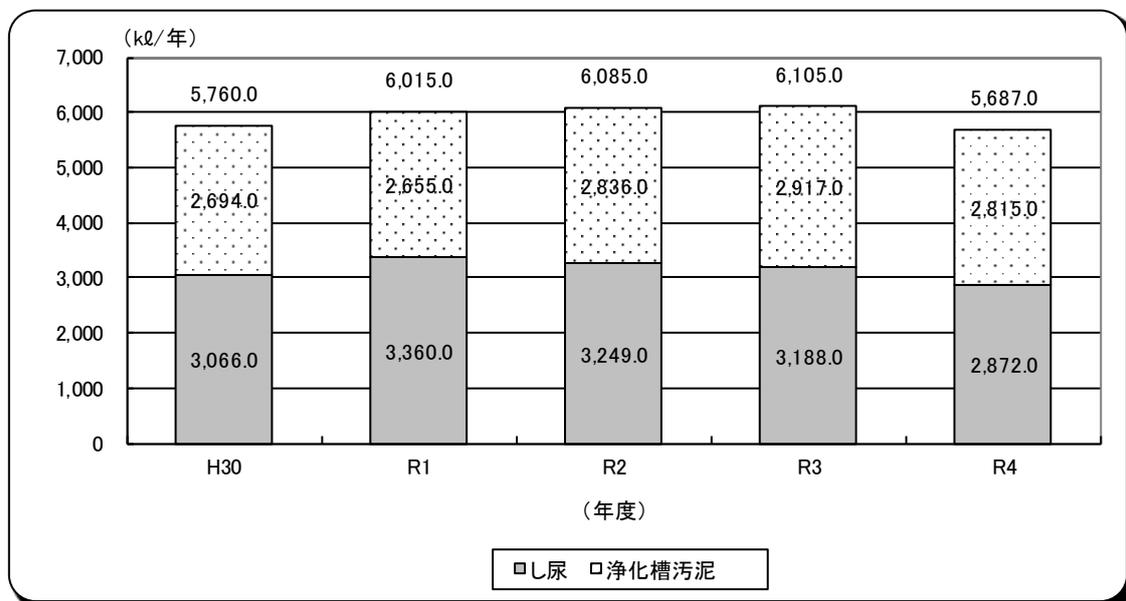


図 3-2-1 し尿・浄化槽汚泥量の推移

第3節 生活排水処理行政の動向

1. 生活排水処理事業の概要

生活排水処理事業（施設）は、表 3-3-1 に示すように集合処理と個別処理に大別される。集合処理は、いくつかの発生源の汚水を管渠によって収集し、集散的に処理するもので下水道や農業集落排水施設などがあり、個別処理は浄化槽により一戸又は数戸単位の個別の発生源（建物と同じ敷地内）で汚水を処理するものであり、それぞれの特徴は表 3-3-2 に示すとおりである。

表 3-3-1 主な生活排水処理事業（施設）の概要

事業(施設)の種類		事業(施設)の概要	所管
集合処理	流域下水道	複数の市町村の区域からの下水を受けて、これを排除し、処理するために都道府県が管理する下水道で、幹線管渠、ポンプ場、終末処理場から構成される。	国土交通省
	公共下水道	主として市街地における下水を排除し又は処理するために市町村が管理する下水道で、終末処理場を有するもの（単独公共下水道）と流域下水道に接続するもの（流域関連公共下水道）がある。	
	特定環境保全公共下水道	公共下水道のうち、市街化区域以外で、農山漁村の主要な集落及び湖沼周辺等において、環境保全のため緊急に実施する必要があるとして整備される下水道。	
	農業集落排水施設	農業集落の環境改善、農業用排水等の水質保全等を図るため、農業振興地域内で市町村が管渠、処理場等を建設し管理を行う。	農林水産省
	漁業集落排水施設	漁業集落の環境改善、漁港及び周辺海域の水質保全を図るため、市町村が管渠、処理場等を建設し管理を行う。	
個別処理	浄化槽設置整備事業（個人設置型浄化槽）	個人が合併処理浄化槽を設置し、合併処理浄化槽が社会的便益に供する部分を助成する事業。	環境省
	公共浄化槽等整備推進事業（市町村設置型浄化槽）	市町村が合併処理浄化槽を各戸ごとに設置し管理する面的整備を行う事業。	
	個別排水処理施設整備事業（市町村設置型浄化槽）	市町村が合併処理浄化槽を各戸ごとに設置し管理する面的整備を行う事業。年間設置戸数 10 戸以上 20 戸未満。	総務省

資料：大阪府生活排水処理計画整備指針(平成 24 年 3 月 大阪府)

表 3-3-2 集合処理と個別処理の特徴

集合処理	個別処理
<p>○人口の密集地域で効率的 人口密集地域では単位距離の管渠に、より多くの家屋が接続されることになり、個別処理よりも効率的である。</p> <p>○事業所も一体的に整備 事業所についても一般家庭と一体的な整備が可能である。</p>	<p>○家屋数が少ない地域で効率的 管渠の単位距離あたりの家屋数が少ない地域では、管渠施設が不要な個別処理が効率的である。</p> <p>○各戸に駐車場1台分程度の敷地が必要 各戸ごとに、普通乗用車1台分程度の敷地の確保が必要になる。</p>
<p>○処理施設の運転、維持管理が集中 処理施設の運転、維持管理を一ヶ所で集中して行うことができ、安定かつ効率的な維持管理体制の確保が容易である。</p> <p>○安定した汚水処理が可能 水量や水質の負荷変動に強く、処理水質が安定している。</p>	<p>○各戸ごとの運転、維持管理が必要 各戸ごとの運転、維持管理が必要となることから、安定かつ効率的な維持管理体制の確保に配慮する必要がある。</p>
<p>○投資効果の発現に長い期間を要する 一定の地域を一体的に整備するため、投資効果の発現には個別処理と比較して長い期間が必要となる。</p>	<p>○投資効果の発現が早い 各戸ごとに短期間(約1週間)で整備し、整備したところから汚水処理が開始されるので、投資効果の発現が早い。ただし、設置は個人の敷地を使用することになるので、その了解が必要となり、面整備には期間を要する場合がある。</p>
<p>○水環境に与える影響を考慮する必要 河川上流部にある家庭からの生活排水が下流部の処理施設に集水・処理・排水されるため、河川水量の変化が水環境に与える影響を考慮する必要がある。</p> <p>○より高度な処理が一括対応で可能 規制基準の見直しなどの際に、より高度な処理が求められる場合、処理施設の改造で一括対応が可能である。</p>	<p>○水環境に与える影響が小さい 処理された水はその場所で水路などに戻されるため、河川水量を減らすことなく水質を改善でき、水環境に与える影響が小さい。</p>
<p>○整備計画の十分な検討が必要である 長期的な見通しに基づいて処理施設や下流部の管渠の規模などを決定することから、計画策定段階で十分な検討が必要であり、また適時適切な計画の見直しを行う必要がある。</p>	<p>○施設整備に柔軟性がある 各戸ごとに処理施設を整備するため、整備計画に柔軟性がある。また、全体費用に占める維持管理費用の比率が大きいため、施設使用を中止した場合の影響が小さい。</p>

資料：大阪府生活排水処理計画整備指針(平成24年3月 大阪府)

第4節 生活排水処理の課題

1. 生活排水処理に関する課題

本市の生活排水適正処理率は、令和4年度末現在で97.4%となっており、表3-4-1に示すように令和3年度実績(97.0%)では全国の92.6%よりも高く、大阪府の96.7%とほぼ同程度となっている。また、下水道の人口普及率は、令和4年度末現在で96.5%となっており、令和3年度実績(96.1%) 全国の80.6%よりも高く、大阪府の96.9%とほぼ同程度となっている。

しかし、下水道整備計画区域のうち事業計画区域外の地域は、令和4年度末現在で56人であり、生活排水適正処理率は表3-4-2に示すように55.4%となっている。

また、下水道整備計画区域外は、令和4年度末現在で11人であり、生活排水適正処理率は36.7%と低くなっており、過去5年間においても微増となっている。

これらの区域における生活排水処理は、いずれも浄化槽によるものであり、過去5年間の使用基数も横ばい状態となっていることから、推進すべき施設整備方法を検討するとともに、助成事業等による浄化槽の普及促進を図る必要がある。

表3-4-1 生活排水適正処理率及び下水道人口普及率の実績

区 分		交野市	全国	大阪府
生活排水適正処理率	令和3年度	97.0%	92.6%	96.7%
	(令和4年度)	(97.4%)		
下水道人口普及率	令和3年度	96.1%	80.6%	96.9%
	(令和4年度)	(96.5%)		

注)生活排水適正処理率:水洗化・生活雑排水処理人口÷行政区域内人口×100

下水道人口普及率:下水道処理区域内人口÷行政区域内人口×100

全国、大阪府の値は、環境省、国土交通省及び大阪府資料より

表3-4-2 下水道事業計画区域外の生活排水処理の状況

項目\年度		H30	R1	R2	R3	R4
下水道整備計画区域(事業計画区域除く)	区域内人口(人)	121	135	130	117	101
	浄化槽人口(人)	67	62	59	58	56
	区域内の適正処理率	55.4%	45.9%	45.4%	49.6%	55.4%
	浄化槽使用基数(基)	22	18	19	20	20
下水道整備計画区域外	区域外人口(人)	30	29	29	29	30
	浄化槽人口(人)	9	9	9	9	11
	区域外の適正処理率	30.0%	31.0%	31.0%	31.0%	36.7%
	浄化槽使用基数(基)	4	4	4	4	5

注)区域内外の適正処理率:浄化槽人口÷区域内外人口×100

2. し尿処理に関する課題

(1) 乙辺浄化センターの更新又は改修

乙辺浄化センターは、昭和 55 年 4 月の供用開始から 43 年が経過し、平成 24 年からは施設の一部を休止しており、前処理のみを行いその後の処理を外部委託していることから、施設の更新又は改修等について検討する必要がある。

施設の更新又は改修等を検討するにあたっては、処理の安定性や安全性を確保するとともに、本市の財政状況や下水道の整備状況等も踏まえ、経済的かつ効率的な方法を検討する必要がある。

(2) 搬入し尿・浄化槽汚泥の質的・量的変動への対応

本市におけるし尿・浄化槽汚泥の搬入量は、ほぼ横ばい状態で推移しており、浄化槽汚泥の混入比率も 50%前後で推移しているが、今後は人口の減少や下水道の普及により搬入量は減少し、浄化槽汚泥の混入比率が高くなることが予想される。

乙辺浄化センターの更新又は改修等にあたっては、搬入し尿・浄化槽汚泥の質的・量的変動に対応できる処理システムの導入について検討する必要がある。

第4章 生活排水処理計画

第1節 基本方針

1. 生活排水処理に係る理念・目標

生活排水処理は、快適さを実感できるトイレの水洗化など生活環境を向上させるだけでなく、水路や河川等の公共用水域の水質改善を図り、清らかで快適な水環境を創造するために、今日の社会において必要不可欠なものとなっている。

本市においても、生活排水処理施設の整備を推進するとともに、市民に対して生活排水対策の必要性等について啓発を行うことにより、公共用水域の水質の改善を図り、快適な生活環境と水環境を創出していくものとする。

2. 生活排水処理施設の整備方針

生活排水処理施設の整備方針については、コスト計算による検討結果等も踏まえて以下のとおりとする。また、整備方針に基づく生活排水処理計画図を図4-1-1に示す。

(1) 下水道整備計画区域の整備方針

淀川左岸流域下水道計画及び寝屋川北部流域下水道計画にあわせた流域関連公共下水道事業として、計画的かつ重点的に公共下水道の整備を推進し、汚水処理区域の拡大に努めるとともに、供用開始区域においては下水道への接続を促進する。

また、下水道整備計画区域のうち事業計画区域外の56人については、推進すべき施設整備方法を大阪府の「大阪府域版コスト計算モデル」を用いて、集合処理（下水道）と個別処理（浄化槽）の経済比較を行った結果、集合処理（下水道）が安価であったことから、下水道による整備を推進することとする。

(2) 下水道整備計画区域外の整備方針

下水道整備計画区域外の19人については、推進すべき施設整備方法を大阪府の「大阪府域版コスト計算モデル」を用いて集合処理（下水道）と個別処理（浄化槽）の経済比較を行った結果、個別処理（浄化槽）が安価であったことから、浄化槽による整備を推進することとする。

浄化槽の設置促進については、国の助成事業の活用も勘案し、本市にとって最もふさわしい促進手法を検討することとする。

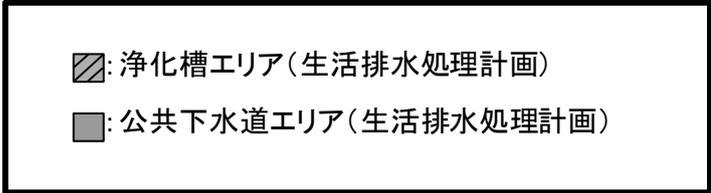
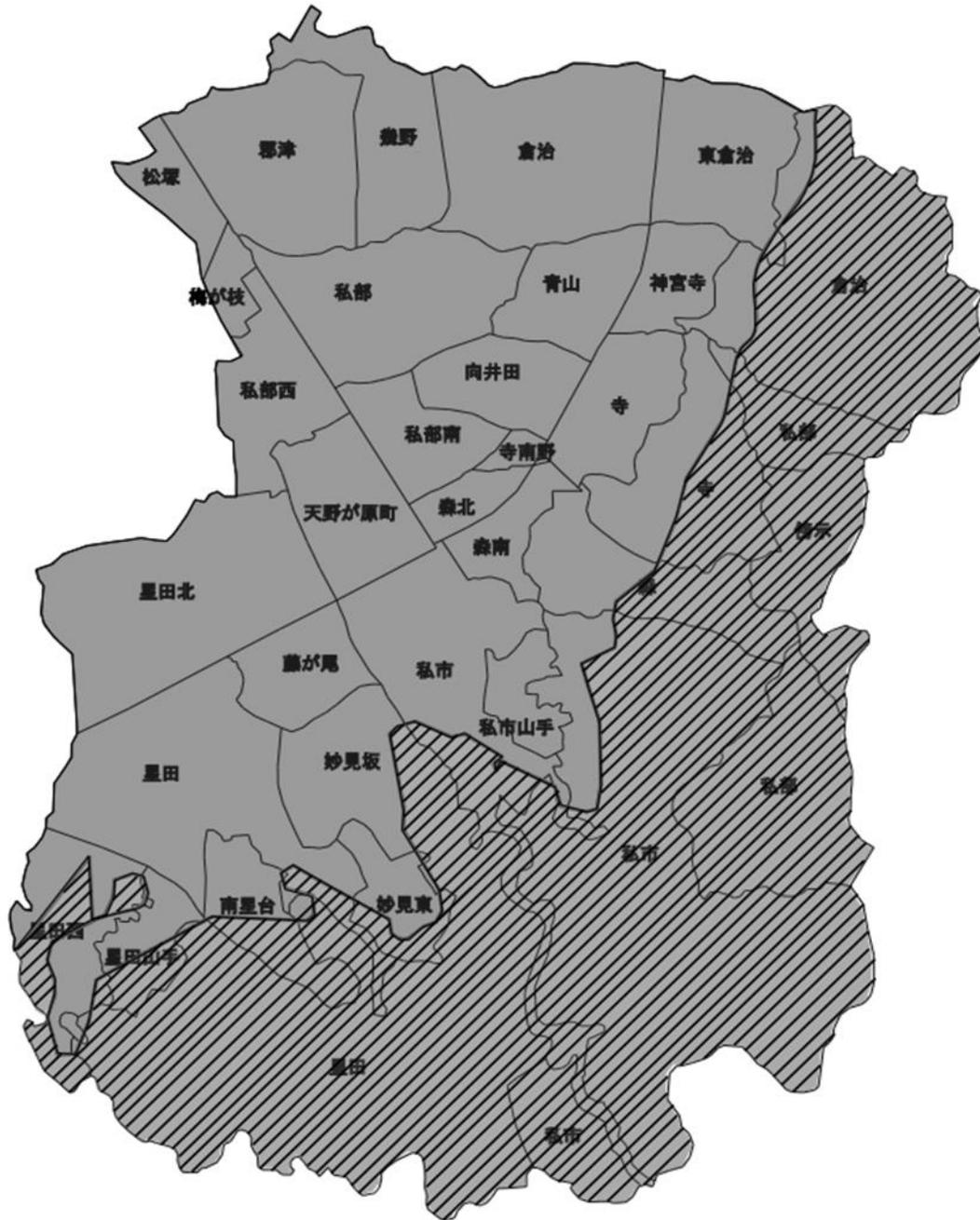


図 4-1-1 生活排水処理計画図

(3) し尿処理施設の整備方針

現在、一部休止している乙辺浄化センターについては、適切な更新又は改修等を行うことにより、本市においてし尿・浄化槽汚泥の適正かつ安定的な処理を行うこととする。

(4) 生活排水処理施設の運営・維持管理方針

生活排水処理施設の運営・維持管理においては、今後の人口減少や厳しい財政事情を踏まえ、ライフサイクルコスト低減に向けた配慮や予防保全型施設管理の導入等による計画的・効率的な維持・補修及び改築・更新を行うことにより、生活排水処理施設の機能を維持していくこととする。

3. 生活排水の処理主体

生活排水処理の区分ごとの処理主体は、表 4-1-1 に示すとおりとする。

表 4-1-1 生活排水の処理主体

施設の種類	対象となる生活排水の種類	処理主体
公共下水道	生活雑排水、し尿	交野市
浄化槽	生活雑排水、し尿	個人等
みなし浄化槽	し尿	個人等
し尿処理施設	し尿、浄化槽汚泥	交野市

第2節 生活排水の処理計画

1. 処理の目標

本市では、生活排水処理施設として公共下水道及び浄化槽の整備を推進していくことによって生活排水適正処理率の向上を図り、中間年度である令和4年度の結果については、下記表のとおりで、目標年度である令和9年度において生活排水適正処理率98.9%とする。

なお、本市の将来人口については、「交野市人口ビジョン」（平成28年1月）における目指すべき将来展望人口及び開発計画による転入人口を基に予測した。

表 4-2-1 生活排水処理の目標

■生活排水適正処理率の目標値

項目	年度	現在 令和4年度	中間年度目標 令和4年度	目標年度 令和9年度
生活排水適正処理率		97.4%	97.6%	98.9%

注) 生活排水適正処理率: 水洗化・生活雑排水処理人口÷行政区域内人口×100

■人口の目標値

単位: 人

項目	年度	現在 令和4年度	中間年度目標 令和4年度	目標年度 令和9年度
行政区域内人口		77,243	76,971	75,683
計画処理区域内人口		77,243	76,971	75,683
水洗化・生活雑排水処理人口		75,231	75,109	74,820

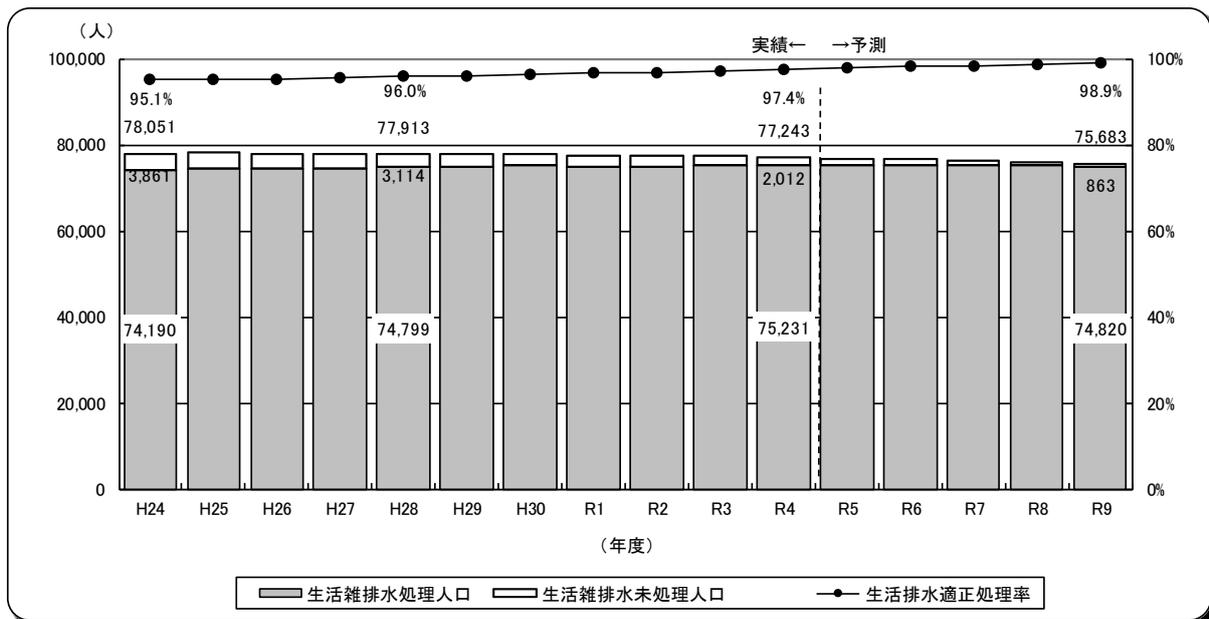


図 4-2-1 生活排水適正処理率及び生活雑排水処理人口の推移

2. 生活排水を処理する人口等

公共下水道及び浄化槽により生活排水を処理する人口を表 4-2-2 に示す。

下水道整備計画区域においては、公共下水道の整備を推進するとともに下水道への早期接続を促進し、中間年度である令和 4 年度の結果については、下記表のとおりで令和 9 年度には、下水道による処理人口（水洗化人口）を 72,961 人とする。

また、下水道整備計画区域外においては、浄化槽の整備を推進し、令和 9 年度には浄化槽による処理人口を 21 人とする。

表 4-2-2 生活排水を処理する人口

■生活排水処理形態別人口の目標

単位：人

項目	年度	現在	中間年度目標	目標年度
		令和4年度	令和4年度	令和9年度
計画処理区域内人口		77,243	76,971	75,683
水洗化・生活雑排水処理人口	水洗化・生活雑排水処理人口	75,231	75,109	74,820
	公共下水道人口	73,574	73,206	72,961
	浄化槽人口	1,657	1,903	1,859
水洗化・生活雑排水未処理人口 (みなし浄化槽)		1,438	1,310	560
非水洗化人口	非水洗化人口	574	552	303
	し尿収集人口	574	552	303
	自家処理人口	0	0	0
計画処理区域外人口		0	0	0
下水道整備計画区域内人口		77,213	76,944	75,662
水洗化・生活雑排水処理人口	水洗化・生活雑排水処理人口	75,220	75,092	74,799
	公共下水道人口	73,574	73,206	72,961
	浄化槽人口	1,646	1,886	1,838
水洗化・生活雑排水未処理人口 (みなし浄化槽)		1,433	1,307	560
非水洗化人口	非水洗化人口	560	545	303
	し尿収集人口	560	545	303
	自家処理人口	0	0	0
下水道整備計画区域外人口		30	27	21
水洗化・生活雑排水処理人口	水洗化・生活雑排水処理人口	11	17	21
	公共下水道人口	0	0	0
	浄化槽人口	11	17	21
水洗化・生活雑排水未処理人口 (みなし浄化槽)		5	3	0
非水洗化人口	非水洗化人口	14	7	0
	し尿収集人口	14	7	0
	自家処理人口	0	0	0

3. 施設及びその整備計画の概要

公共下水道及び浄化槽の整備計画の概要を表 4-2-3 に示す。

(1) 公共下水道

令和 4 年度末において、下水道事業計画区域内で施設未整備の地域については整備を推進し、事業計画区域外の地域については、事業計画区域の追加手続きなどを進めていくこととする。

(2) 浄化槽

下水道整備計画区域外の浄化槽整備について、令和 4 年度末において、16 世帯のうち 5 世帯については、既に浄化槽を設置していることから、残る 11 世帯についても、浄化槽設置整備事業（環境省）を活用し、4 年後の令和 9 年度までに浄化槽を整備することを検討する。

表 4-2-3 施設及びその整備計画の概要

施設	計画処理区域		計画処理人口	整備時期
公共下水道	淀川左岸流域	1,334ha	78,216 人	令和 5 年度～
	寝屋川北部流域	50ha	2,100 人	
	合計	1,384ha	80,316 人	
浄化槽	下水道整備計画区域外	1,171ha	30 人	令和 5～ 令和 9 年度

注) 公共下水道の計画処理人口は、全体計画の処理人口

浄化槽の計画処理人口は、現状のみなし浄化槽人口及びし尿収集人口

第3節 し尿・浄化槽汚泥の処理計画

1. 収集・運搬計画

(1) 収集・運搬に関する目標

市内で排出されるし尿・浄化槽汚泥を、安全かつ衛生的に収集・運搬できる体制を維持していくこととする。

(2) 収集・運搬の方法及び量

し尿・浄化槽汚泥の収集・運搬は、基本的にし尿を委託業者が、浄化槽汚泥を許可業者がそれぞれ行うものとするが、工事現場等で臨時的に発生するものについては今後検討していく。

収集・運搬の量は、表 4-3-1 に示すように中間年度である令和4年度の結果については、下記表のとおりで令和9年度には、2,921 kℓ/年まで減少することが見込まれる。

表 4-3-1 収集・運搬量の見込み

項目	年度	現在	中間年度	目標年度
		令和4年度	令和4年度	令和9年度
し尿	(kℓ/年)	2,872	1,631	430
浄化槽汚泥	(kℓ/年)	2,815	2,157	1,624
合計	(kℓ/年)	5,687	3,788	2,054

注) 浄化槽汚泥: 浄化槽及びみなし浄化槽の汚泥

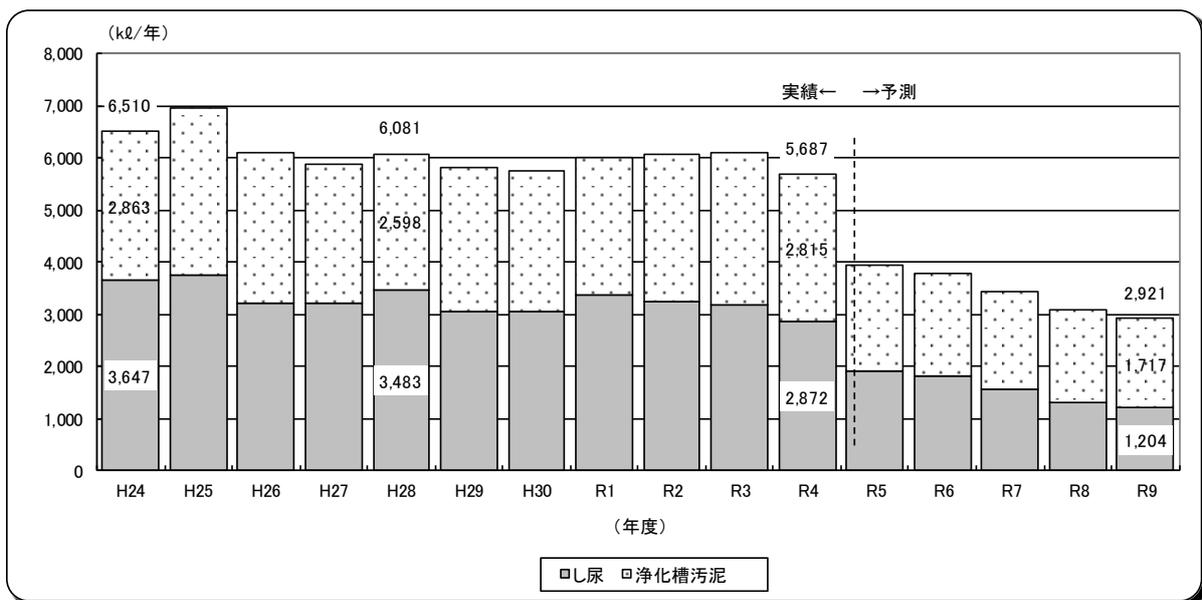


図 4-3-1 し尿・浄化槽汚泥収集・運搬量の推移

2. 処理計画

(1) 処理に関する目標

乙辺浄化センターの更新又は改修を行い、搬入されたし尿・浄化槽汚泥を適正かつ安定的に処理していくものとする。

(2) 処理の方法及び量

乙辺浄化センターの更新又は改修を行い、搬入されたし尿・浄化槽汚泥を乙辺浄化センターにおいて処理していくものとする。

処理量（日平均量）は、表 4-3-2 に示すように中間年度である令和 4 年度の結果については、下記表のとおりで令和 9 年度には 8.0kl/日まで減少することが見込まれる。

表 4-3-2 処理量（日平均量）の見込み

項目	年度		現在	中間年度	目標年度
			令和4年度	令和4年度	令和9年度
し 尿	(kl/日)		7.9	6.0	3.3
浄化槽汚泥	(kl/日)		7.7	5.8	4.7
合計	(kl/日)		15.6	11.8	8.0
浄化槽汚泥の混入比率	(%)		49.5%	49.1%	58.8%

注) 浄化槽汚泥: 浄化槽及びみなし浄化槽の汚泥

(3) 施設整備計画の概要

乙辺浄化センターについては、従来の公共用水域放流型の施設に比べて維持管理性、経済性、環境負荷及び将来的な処理量に柔軟に対応できる等の観点から有利な「下水道への希釈放流」を計画していく。

第4節 その他関連計画

1. 住民に対する広報・啓発

生活排水対策の実践活動は、地域住民と行政が一体となって実施しなければ効果は期待できない。地域に応じた効果的な活動内容を検討し、各家庭においては、調理くずや廃食用油を流さないなど、発生源対策を実施する。

(1) 家庭でできる発生源対策

家庭の台所・風呂・洗濯などで生じる生活雑排水への対策を充分啓発し、環境にやさしいライフスタイルの推進を図る。

(2) 水路・河川の清掃等

住民一人ひとりの心がけで河川の汚濁が防げることを啓発するとともに、地域ぐるみで水路や河川を定期的に清掃してもらうよう呼び掛ける。

(3) 下水道への早期接続の啓発

下水道が整備された地区では、下水道事業の効果を十分発揮できるよう、早期の下水道接続の啓発指導を行っていく。

(4) 浄化槽の適正管理

浄化槽は、定期的に専門業者に保守点検・清掃・法定検査をしてもらうなど適正な維持管理を行うとともにトイレの清掃時にはぬるま湯を使用するなどして、酸性やアルカリ性の洗剤はなるべく使用しないよう呼びかける。

(5) 浄化槽の啓発

下水道整備計画区域外の地域においては、自らの排水が河川などへ与える影響を認識してもらい、浄化槽の設置や切り替えを呼びかけていく。

(6) 環境教育の推進

生活排水対策や水質保全に対する啓発や住民の主体的な取組みを促進するため、情報の発信や環境教育に努める。

- ・ 生活排水対策の啓発講習会などの開催
- ・ 水生生物観察会などの実施
- ・ 水辺環境教室の実施
- ・ リーフレットの作成
- ・ インターネットや広報紙を通じて、環境教育情報を発信する。

2. 地域に関する諸計画との関係

本計画の推進にあたっては、交野市総合計画、交野市環境基本計画、交野市都市計画マスタープラン及び公共下水道整備計画などの諸計画との整合を図り、これらの計画の見直しがあった場合は、本計画への影響等を整理・検討し、必要な対策を講じていくこととする。

また、大阪府生活排水処理計画整備指針等に準拠したものとする。